



トラブルを未然に防ぐために――

にしわき消費生活通信

全国の消費生活センターに寄せられる中古自動車の売却に関する相談件数は、増加傾向にあります。いくつかの相談事例を紹介しますので、トラブルの未然防止に役立ててください。

▶事例1 強引な勧誘・契約

- ①査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた。
- ②事業者が居座り、やむなく契約してしまった。
- ③勝手に契約したことにされ、断るとキャンセル料を請求された。

▶事例2 高額なキャンセル料の請求

- ①契約後、すぐにキャンセルを申し出ると高額なキャンセル料を提示された。
- ②高額なキャンセル料の明細が示されない。

▶事例3 契約後の査定額の減額や契約解除

- ①修復歴を事前に告げたにもかかわらず、2回も査定して決まった売却額を突然減額された。

No.213

中古自動車の売却トラブルに注意！

②引き渡しから数日後、事業者から一方的に契約を解除すると言われた。

▷アドバイス

- ①車の売却はクーリング・オフの対象外です。すぐに契約せず、十分考え契約しましょう。
- ②事前に契約内容をしっかり確認しましょう。特にキャンセル料はいくらか、いつから発生するのかなど、キャンセル条項の確認は重要。
- ③修復歴などを事前に適切に告げていた場合、契約後の修復歴などを理由とした契約解除や減額に応じる必要はありません。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)